





適用農地は走井●●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

9月6日に事務局と現地調査を行いました。利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 　ただ今の報告に基づいて、9月12日に証明を発行したものです。

3番について、事務局から報告願います。

益住書記 　3番については、●●委員本人の証明ですので、事務局から報告します。

農業相続人は●●●●●丁目の●●さんです。

適用農地は●●●●●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

9月6日に現地調査を行いました。利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 　ただ今の報告に基づいて、9月13日に証明を発行したものです。

次に、日程第4、議案第20号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明についてを議題とします。

1番について、事務局から説明願います。

益住書記 　この証明は、生産緑地法第10条の規定により、生産緑地を豊中市に買取り申出する場合に必要な証明です。

申出理由が死亡または故障の場合は、その方が農業の主たる従事者であったことの農業委員会による証明が必要です。

1番について説明します。

本件は、農業に従事することを不可能にさせる故障で、生産緑地法第10条の規定に該当するものです。

証明申出人は●●●●さんで、医師の診断書では、●●●●●及び●●●●●により農業就労の継続が不可能である、とされています。

申出地は、利倉西●●丁目で地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。●●さんは農業委員会が毎年行っております農地台帳等申告書には農業経営主としての届出をされており、このことから、農業の主たる従事者の要件を満たしていると考えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 　ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議長 　異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。

2番について、事務局から説明願います。

益住書記 　2番について説明します。

本件は、農業に従事する者の死亡で、生産緑地法第10条の規定に該当するものです。

証明申出人は●●●●さんで、父である●●●●さんが亡くなったことによる申出です。

申出地は、上野坂●●丁目で地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。●●さんは農業委員会が毎年行っております農地台帳等申告書には農業経営主としての届出をされており、このことから、農業の主たる従事者の要件を満たしていると考えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 　ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。2番について証明することに決定しました。  
次に、次回の農業委員会の日程について、事務局から説明します。

大橋書記 次回の委員会の日程でございますが、10月25日(木)に開催したいと考えております。

委員会は午後4時からで、場所は豊中市役所車両管理事務所2階会議室でございます。  
現地調査は午後2時からとし、調査班は伊藤委員と鹿寫委員でございますが、農地法第  
3条許可申請が提出された場合のみ実施いたします。

以上の日程で行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今のとおり、決定してよろしいか。

<異議なしの声>

議 長 それでは、次回の現地調査と農業委員会は、10月25日(木)に決定しました。  
これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日  
の委員会は閉会します。ありがとうございました。